## 奈良県 靴下製造業の 最低工賃が改正されます!

令和6年8月25日から奈良県靴下製造業における最低工賃が引き上げられます。

委託者は、家内労働者に<u>「最低工賃額<mark>以上の</mark>工賃」を支払わなけれ</u> ばなりません。

## 【奈良県 靴下製造業 最低工賃】

〔1 デカ(10 足) につき〕

業	務	規	格	金額	引上額
		針目数	140 本以上	4.4.4	
			159 本以下	144 円	14円
		針目数	160 本以上		
<b>リンキン</b> ク			179 本以下	165 円	1円
		針目数	180 本以上	186 円	4 111
			219 本以下	100 🗆	1円
		針目数	220 本以上	230 円	1円
<b>ロッソミシ</b> による <b>かか</b>	ミシン	委託者持ち		34 円	4円
	かがり	家内労働者持ち		40 円	4円
抜	ਣ	手作業によるもの		35 円	4円
		機械によるもの		20 円	2円

(令和6年7月26日公示、同年8月25日効力発生)